

環境保全協定の締結について



協定締結

- 騒音
夜間50dB以下(予測結果49dB)
- 振動
夜間60dB以下(予測結果50dB)
- 臭気 臭気指数10以下
(予測結果 臭気濃度2.5以下)
※臭気指数になおすと概ね4以下
- 大気
硫黄酸化物 窒素酸化物
ばいじん
- 排水処理
- 勧告・指示
- 苦情処理対応
- 測定・報告義務 (月1回以上)

施工中の監視・指導

- ※法令に準じた指導
(特定建設作業)
 - ・騒音
 - ・振動
 - ・作業時間等

立入調査

- ・運転状況確認

協定に基づく 監視・指導

- 事業者による測定実施
騒音 振動 臭気
大気 水質
- 測定結果の報告、チェック
- 行政による測定
(年1回以上)
- 立入調査
運転状況の確認
- 苦情処理対応・指導

勧告・指示

「協定に定める環境保全対策について違反した場合には、必要な措置を講じるよう勧告できる」

「事業者が違反事項の是正を行わないときは、市は事業者の事業活動の短縮又は一時停止その他の必要な措置を講じることを指示できる」

苦情処理対応

「苦情が発生した場合には、事業者は真摯に対応する」